

「特定複合観光施設区域の整備の推進に 関する法律」（カジノ法）に対する声明

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

本年12月15日に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（カジノ法案）が、ギャンブル依存症対策の強化などを盛り込んだ修正が行われた上で、衆議院本会議において可決され成立しました。

厚生労働省研究班（分担研究者、樋口進・国立病院機構久里浜医療センター院長）によると、我が国では、病的賭博（いわゆるギャンブル依存症）の疑いのある人が暫定値ではありますが男性9.6%、女性1.6%であると推計されています。ギャンブル依存症により多重債務を負い、生活困窮状態に陥っている事例も多いと思われます。また、国内の自殺原因の第2位は経済・生活問題であり、ギャンブル依存症と自殺の関連を指摘する声もあります。

国は、ギャンブル依存症の対策等を強化し、ギャンブル依存症の防止について、より一層取り組む必要があります。今後、カジノ運営の細目を定めるに当たっては、賭博性を下げるとともに、射幸心を煽ることのないよう、規制すべきです。

また、既にパチンコ等によりギャンブル依存症に陥っている人も相当数いますので、合わせて取り組みや規制を強化すべきです。

依存症は本人、家族にとって不幸であるだけでなく、社会にとっても大きな損失です。ギャンブル依存症の治療は困難であると言われており、何よりもギャンブル依存にならないための環境整備に政府が真摯に取り組むことを要望致します。

2016年12月27日

公益社団法人日本社会福祉士会
会長 鎌倉 克英